

団体運営費補助金調査票（表）

| | |
|------|------------|
| 補助金名 | 更生保護女性会補助金 |
|------|------------|

| | | | |
|----------|------------------------------------|---------|------------|
| 担当課 | 福祉部 社会福祉課 | 実施主体 | 成田市更生保護女性会 |
| 科目・事業コード | 会計 款 項 目 事業 一般 03 01 01 55 - 05 | R06 予算額 | 200 千円 |
| 新規・継続の別 | 継続 | R05 予算額 | 200 千円 |
| 補助・単独の別 | 市単 | R04 決算額 | 200 千円 |
| 補助の種類 | 団体運営費 | R03 決算額 | 200 千円 |
| 交付開始年度 | 昭和 51 年度 | 終了予定年度 | 令和 8 年度 |

| 事業の目的概要 | <p>保護観察対象者等の社会復帰を充実させるため、社会を明るくする運動への参加や、少年院への慰問等に取り組む。事業の実施を通じ、更生保護活動に対する理解の拡充、地域福祉の向上等が見込まれる。</p> <p>○成田市更生保護女性会規約(抄) 第4条 (目的) 本会は、成田市会員相互並びに県連盟との連携をはかり、女性の立場から更生保護の充実強化に寄与しもって犯罪者の更生と青少年の健全保護育成をはかることを以て目的とする。</p> | 補助対象事業・補助基準等 | <p>成田市更生保護女性会補助金交付要綱 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。</p> <p>(1) 更生保護事業に関すること (2) 保護司の活動に対する協力援助に関すること (3) 犯罪予防活動の実施及び更生保護思想の普及促進に関すること (4) その他市長が必要と認める事業に関すること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|--------------------|--|--|-----|-----|--------|-----|-----|---|---------------|-------|--|-----|-----|--|--------|---------|--|-------|------|--|--------|--|
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> 成田市補助金等交付規則 成田市更生保護女性会補助金交付要綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 留意事項 | 市補助金の外、社会福祉協議会(25千円)、保護司会(60千円)の補助金あり | 補助 | 補助基本額200千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決算内訳 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="3">令和 4 年度決算額 (単位:千円)</th> </tr> <tr> <th>収入額</th> <th>支出額</th> <th>翌年度繰越金</th> </tr> <tr> <td>471</td> <td>470</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>収入額の内 自主財源</td> <td>市補助金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>186</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自主財源比率</td> <td>繰越金/補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>39.5%</td> <td>0.5%</td> <td></td> </tr> </table> | 令和 4 年度決算額 (単位:千円) | | | 収入額 | 支出額 | 翌年度繰越金 | 471 | 470 | 1 | 収入額の内 自主財源 | 市補助金額 | | 186 | 200 | | 自主財源比率 | 繰越金/補助金 | | 39.5% | 0.5% | | 率 額 | |
| 令和 4 年度決算額 (単位:千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入額 | 支出額 | 翌年度繰越金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 471 | 470 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入額の内 自主財源 | 市補助金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 186 | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自主財源比率 | 繰越金/補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 39.5% | 0.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

団体運営費補助金調査票（裏）

| 評価項目 | 内 容 | 評 価 | 評 価 理 由 |
|----------------|---|-----|--|
| 公益性 | 基本構想、実施計画、個別計画など市の施策の方向性と合致しているか | はい | 保護観察対象者の社会復帰と青少年の犯罪防止を目標としており、成田市総合計画の基本構想に掲げる、「安全・安心でうるおいのある生活環境をつくる」、「健康で笑顔あふれ、共に支え合う社会をつくる」に合致する。 |
| | 市民の利益に寄与することができるか（「はい」の場合、選択式） | はい | ア. 地域での住民自治や社会福祉に著しい貢献が期待できる活動 |
| | 市民協働を推進する目的があるか | はい | 社会を明るくする運動を通じ、市と共に地域住民への啓発を行っている。 |
| | 事業を実施できる団体は他にないか | いいえ | 更生保護に携わる団体として、成田八街地区保護司会があるが、各々の立場・観点から更生保護活動を行っている。 |
| 必要性 | 事業の目的・視点・内容が、社会経済情勢や市民ニーズに適合しているか | はい | 再犯率が上昇している中、更生保護事業の需要は高まっている。 |
| | 市が関与する必要性があるか | はい | 再犯防止等の推進に関する法律が施行され、自治体の役割も求められていく状況であり、協力していくことが必須である。 |
| | 事業を実施しなかった場合に、大きなマイナスの影響があると認められるか | はい | 更生保護事業の停滞や、市民の理解促進が十分に図れない。 |
| | 類似の事業はないか | いいえ | 成田八街地区保護司会とは、協力して更生保護事業を行っている。 |
| 適格性 (妥当性) | 団体等の活動内容が、補助目的と合致しているか | はい | 事業計画は一貫して更生保護における支援活動となっており、目的と合致している。 |
| | 団体を支援するに当たり、補助金の交付が適切な手段であるか | はい | 更生保護事業は、基本的に収益性が見込まれないため、これを補完する必要がある。 |
| | 団体の会計処理や補助金の使途は適正であるか | はい | 会計監査・総会での承認を経ており、その取扱いも適正であると認められる。 |
| | 団体の決算における繰越金（剰余金）が補助金の額を超えていないか | はい | R4年度決算：補助額200千円 繰越額1千円 |
| | 対象経費は、規則・要綱等により規定されているか | はい | 成田市更生保護女性会補助金交付要綱により、補助対象経費を定めている。 |
| 有効性 (費用対効果) | 補助金を交付することによる効果を明確に示すことができる指標等はあるか | はい | 社会を明るくする運動 成田市大会参加者数（R2：未実施、R3：未実施、R4：91人） |
| | 補助金額に見合う効果があると認められるか | はい | 市の更生保護施策に大きな役割を果たしており、行政だけでは行うことのできない事業に取り組んでいる。 |
| | 事業を継続するうえで、補助は必要不可欠であるか | はい | 収益性に乏しく、財源の3割弱を市補助金が占めているため、必要不可欠である。 |
| | 補助期間（終期）を設定しているか | はい | 令和8年度を終期としている。 |
| 最終評価 | 維持継続 | | |
| 評価者 所見 | 更生保護女性会では、保護観察対象者の社会復帰を目指し、更生保護活動や施設慰問活動等を行い、地域福祉の充実に大きく貢献しており、公益性等が認められる。また、平成28年12月に再犯防止等の推進に関する法律が施行されたことから、同法に基づく各種施策の推進については、市との協力関係の強化と一層の啓発活動が期待されており、今後も継続して補助金を交付する。 | | |